

寄附をされた方へ

個人住民税の寄附金税額控除（条例により指定した寄附金）のご案内

◎寄附金税額控除の対象は？

- ①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金
- ②住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ③住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
- ④所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県・市町村が条例により指定した寄附金

◎愛知県が条例により指定した寄附金は？

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち次のものが、愛知県の個人住民税の寄附金税額控除の適用の対象となる寄附金として指定されています。

区 分	条 件	
指定寄附金（国立大学法人、公立大学法人への寄附金など）	愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金に限る。	
独立行政法人への寄附金	愛知県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金に限る。	
一定の地方独立行政法人への寄附金		
自動車安全運転センター等への寄附金		
公益社団法人又は公益財団法人への寄附金		
私立学校法第3条に規定する学校法人又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人への寄附金（学校の入学に関して支出した寄附金を除く）		
社会福祉法人への寄附金		
更生保護法人への寄附金		
認定NPO法人又は仮認定NPO法人への寄附金		
認定特定公益信託の信託財産とするための支出		愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属するものに限る。

◎寄附金税額控除の内容は？

対象となる寄附金（総所得金額等の30%を限度）のうち、

2,000円を超える部分×税率4%

が寄附をした翌年の個人県民税から控除されます。

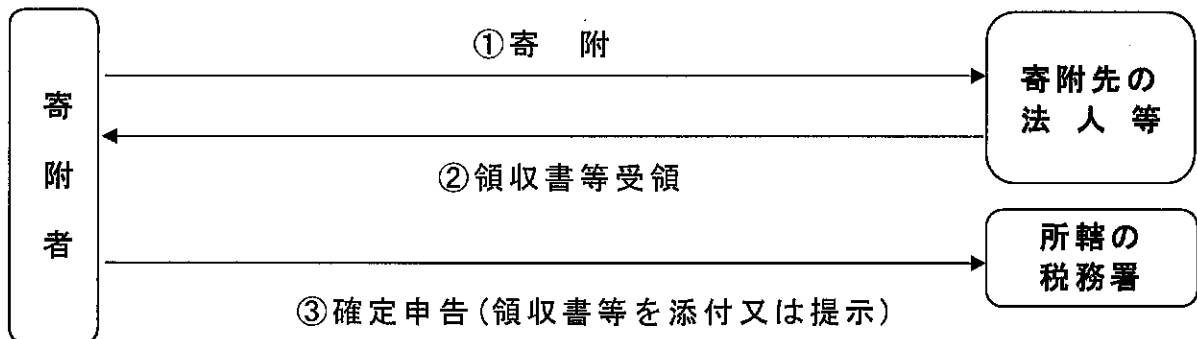
※ 住所地の市町村が条例により指定した寄附金の場合は、同様に6%を乗じた額が寄附をした翌年の個人市町村民税から控除されます。

◎寄附金税額控除の手続きは？

愛知県が条例により指定した法人等に対して、1月1日から12月31日までに寄附金を支出された方で、翌年の1月1日現在、愛知県内に住所を有する方が、寄附金税額控除の適用を受けるためには、翌年3月15日までに、**所轄の税務署に所得税の確定申告を行う必要**があります。

このとき、寄附を行った際に受け取った領収書等を申告書に添付又は提示することが必要ですので、ご注意ください。

なお、確定申告をしない場合、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除は受けられないこととなりますので、ご注意ください。



(注1) 所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書等の添付を省略することができます(ただし、5年間自ら保存することが必要です。)

(注2) 給与所得者など所得税の確定申告が不要の方が、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、住所地の市町村に住民税の申告を行うことも可能です。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

◎お問い合わせ先

総務部税務課 電話 052-954-6049

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

※住所地の市町村が条例により指定した寄附金の内容については、各市町村住民税担当課にお問い合わせください。